

枚方京田辺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則

平成28年7月1日

規則第7号

改正 令和2年3月24日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方京田辺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年枚方京田辺環境施設組合条例第8号）第12条の規定に基づき、枚方京田辺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が存在しないときの審査会は、管理者が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前各項の規定に関わらず、会長が適当と認めたときは、持ち回りの方法により、審査会を開くことができる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月24日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。